じんけんの風

JINKEN NO KAZE

2021 Summer
夏号
vol.41

宮崎県人権啓発センターだより

「人権」とは、人間らしく幸せに生きるための権利。だれにとっても身近で大切なものです。思いやりの心をもって、みんなで「じんけんの風」を吹かせましょう。

いいね！からはじめよう

特集 職場と人権 ～パワハラ防止法～

◆ じんけんinterview
ビジネス・パートナー・オフィス代表取締役
社会保険労務士　桑野里美さん　3
◆ 企業のみなさまへ
正しい採用選考のお願い　4
◆ 宮崎県犯罪被害者等支援条例が制定されました　5
◆ STOP ！コロナ差別～オールみやざき共同宣言～　6
◆ 北朝鮮による日本人拉致問題について　7
◆ 男女共同参画について一緒に考えてみませんか？　8
◆ ストップ！高齢者虐待　9
◆ ハンセン病患者等に関する人権　10
◆ みやざき外国人サポートセンター　11
◆ 更生保護　12
◆ いじめ問題について　13
◆ おすすめDVD／県民人権講座　14

いいね！からはじめよう

職場と人権～パワハラ防止法～

2020年６月より「改正労働施策総合推進法（通称：パワハラ防止法）」が施行され、大企業では職場におけるハラスメント防止措置をとることが事業主の義務となりました。2022年４月からは、中小事業主にも義務付けられます。今回は、パワハラのない、みんなが働きやすい職場づくりについて考えてみましょう。

管理職向け

チェックしてみよう

□部下や年下の人から意見を言われたり、口答えをされたりするとイラッとする。
□自分が間違っていたとしても、部下に対して謝ることはない。
□感情的になって、すぐその場で叱っている。
□厳しく指導をしないと、人は育たないと思っている。
□なんとなく気に入らない部下や目障りと感じる部下がいる。
□仕事のできない部下には、仕事を与えないほうが良いと思う。
□業績を上げるためには、終業時刻間近であっても残業を要請するのは当然だと思う。

職場環境

□朝夕の出退社のとき、挨拶をする人がほとんどいない。
□トップや管理職は、自分の職場にはパワハラは存在しないと考えている。
□人は厳しく指導することで育つという意識が強い職場だ。
□今の職場には失敗やミスが許されない雰囲気がある。
□業務上のノルマが厳しく求められ、目標が達成できなかった時のペナルティが大きい。
□上司に対して、意見や反論は言えない雰囲気だ。
□職場の誰かが困っていても、助け合える雰囲気ではない。
□人の陰口や噂を耳にすることが多い。

（厚生労働省ホームページより、一部抜粋）

見過ごさないで！職場のパワハラ

パワハラ（パワーハラスメント）とは、同じ職場内の人に対して、本来業務の適正な範囲を超えて、相手の尊厳を傷つけたり精神的に追い詰めたりする言動のことを言います。冷やかしやからかい、嘲笑もパワハラに当たり、上司から部下だけでなく、同僚間、部下から上司に対して行われることもあります。

パワハラは、重大な人権侵害です。事業主には、パワハラ防止のための措置を講ずる義務があります。また職場で働く私たち一人ひとりもパワハラに対して「No」と言える勇気を持ち、「いいね！」と互いを肯定しあえる働きやすい職場をつくっていきましょう。

職場におけるパワハラとは…

① 優越的な関係を背景とした言動であって、
② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、
③ 労働者の就業環境が害されるものであり、

①から③までの３つの要素を全て満たすものをいいます。

詳しくは

あかるい職場応援団

職場におけるハラスメント防止のために

参照／（一社）日本ハラスメント協会ホームページ
https://harasumentt.jimdofree.com/

あなたの職場、こんなことありませんか？

参照／（公財）人権教育啓発推進センター「STOP 職場のハラスメント」

voice 現場の声

ハラスメントの起きない社風・土台づくり

江坂設備工業株式会社 代表取締役社長 **鳥山貴生**さん

建設業というのは昔からパワハラの多い業種と言われます。わが社では女性営業職を新たに採用するということもあって、2019年に顧問弁護士によるハラスメント研修を行いました。その後、慣習となっていた女性職員のお茶出しやお昼の電話当番を廃止し、また産業医や弁護士等の力を借りて外部専門家に相談できる体制をとっています。もともと「健康経営」を軸に据えていますが、SDGs（持続可能な開発目標）の一環としてもハラスメント防止を掲げ、県の「働きやすい職場『ひなたの極』」にも認証されました。ハラスメントを防ぐには、そこだけピンポイントで対策を打つというより、土台を作ることが大事だと思います。あいさつや声かけ、先輩・後輩がともに学び合う姿勢、計画・目標のみえる化など、会社と働く人との信頼関係を築くことが大切です。「働く」という字は「人を動かす（＝トップダウン）」と読めますが、私は「人の力を重ねる（＝チームビルディング）」だと思っています。今の取り組みを深めつつ、今後は社外にもそのことを発信していきたいと思います。

相談窓口

宮崎労働局雇用環境・均等室
月～金 8:30～17:15
☎0985-38-8821

連合宮崎
月～金 9:00～17:30
0120-154-052

仕事応援ダイヤル
月～金 17:00～20:00
土 10:00～18:00
0120-07-4864（携帯不可）
0570-07-4864（携帯用・有料）

女性の人権ホットライン
月～金 8:30～17:15
0570-070-810

働くあんしんサポートダイヤル
平 日 8:30～12:00、13:00～17:00
☎0985-26-7538

じんけん interview

怒りの感情をコントロールして笑顔あふれる職場づくりを

ビジネス・パートナー・オフィス代表取締役、
社会保険労務士
桑野 里美 さん

分かりやすい説明と親しみやすい人柄で、県内の人権講座でも人気のある桑野里美さんに、ハラスメント防止の課題とその対処法であるアンガーマネジメントについてお聞きしました。

Q ハラスメント防止に取り組むなかで気をつけることはなんでしょう？

全国各地でハラスメントの研修をさせていただいていますが、「あれを言ったらパワハラになる」「これを言ったらセクハラになる」と、あれもダメこれもダメという思考に陥られる方がなかにはいらっしゃいます。まずはここから脱皮しなければなりません。なぜなら、ダメという思考に囚われると、パワハラが怖くて部下を叱り育てることを放棄してしまうからです。それでは、人としても、企業としても成長はありません。

また、訴えられた側から「こんなに一生懸命に育ててかわいがったのに」「そんなつもりはなかった」と反論されることがあります。伝える側と受け取る側とで受け取り方が異なり、ボタンのかけ違いがある場合も多くあります。

そうならずに皆さんが一歩踏み出すお手伝いができればと思っています。これをやったらダメだ、パワハラになりかねないという認識は皆さんだいたいお持ちなので、では、どう言えばいいのか、どう伝えればハラスメントにならないのか、その気づきに繋げていく必要があると思います。

! 感情のコントロール、アンガーマネジメント

ハラスメント防止のために有効な方法として、アンガーマネジメントという心理トレーニングがあります。怒りの感情を適切にコントロールするスキルを磨くことです。「叱る」と「怒る」、部下の指導としてどちらがふさわしいと思いますか。人はカッとなるとつい感情にまかせて怒ってしまいますが、指導のためには冷静に「叱る」ことが大切です。

怒りは理想と現実のギャップから生まれます。こうしてほしい、こうあってほしいと思っても、必ずしも相手がそれに応えてくれるわけではありません。そこでバランスが崩れ、怒りが沸いてきます。怒りのもとになっているのは相手に対する希望、理想です。そのことを伝えるためには、怒りの感情を直接的に衝動的に出すのではなく、冷静になって、相手に分かりやすい言葉で伝えることが指導です。

こういうふうに言うと、「むずかしい」「できません」と言われるかもしれませんが、ちょっと考えてみてください。たとえば、スーパーで周りの迷惑も考えずわが子が泣き叫んで駄々をこねたとして、ついカッとして声をあげてしまうということはよくあることです。しかしその瞬間、会社の社長から電話がかかってきたとしたらどうしますか。社長相手に「何の用ですか！」と怒鳴る人はいないでしょう。皆さん瞬間的に怒りの感情のコントロールができているのです。

こうしたコントロールがどんな状況でもできるようになることが理想です。訓練を積み重ねることで、そう簡単にはカッとならずに済むようになります。

! みんなが働きやすい職場づくりのために

怒りというのは人間の持つ自然な感情なので、完全になくすのは不可能です。相手に何の期待も持たなければ腹は立ちませんが、期待をすればこそつきまとう感情なのかもしれませんね。なので、怒りの感情とうまくつきあっていただいて、怒ることと叱ることを区別し、叱るなら上手に叱りましょうと伝えたいです。

2020年6月より「パワハラ防止法」が施行され、2022年４月からは中小事業主にも義務づけられます。法律は、それが必要とされる社会的な背景があるからできるのです。条文をなぞるのではなく、何のためにこの法律が必要なのか考えてみてください。

ハラスメント防止の取り組みのめざすべきゴールは、誰かを糾弾して辞めさせることではありません。すべての人がニコニコ笑いながら働ける環境が作られている状態が、ゴールイメージだと私は思っています。そこに辿りつくまでの道は、働く人の立場によってそれぞれ異なるかもしれません。経営者、管理職、人事担当者、そして一般従業員と、それぞれの立場によって切り口は違っても、めざすゴールのイメージは共有しながら、取り組みを進めていただきたいです。

くわの・さとみ
11年間の小学校勤務の後、出産育児のため退職。一般企業に再就職した後、社会保険労務士として独立・開業。2004年にビジネス・パートナー・オフィスを設立し、人事労務管理のコンサルティングに従事するかたわら、ハラスメント防止、人権問題など年間100回を超える研修活動を行う。

企業のみなさまへ

正しい採用選考のお願い

正しい採用選考とは？

正しい採用選考とは、ひとことで言えば「本人の適性と能力のみを採用選考の基準とする」ことです。「就職」は、社会生活のうえでも、自己実現のためにも、人生に大きな影響を与えます。そして、企業にとっても、優れた人材を獲得することは成長・繁栄に不可欠なはずです。偏見や先入観、慣習で採用選考が行われていないか、以下のポイントを再確認してみてください。

正しい採用選考のために

応募要件・採用基準は

「女性だから・男性だから」「障がいがあるから」などで決めつけていませんか？
条件に合う人が誰でも応募でき、採用されるようになっているか確認しましょう。

Check Point

- □ 応募条件・採用基準は、あらかじめ決めてありますか。
- □ 性別や親の職業など、本人の適性や能力以外のことが採用基準に入っていませんか。

情報の収集は

例えば「本籍地」「家族の状況（職業、収入、住居等）」「思想・信条」などは、仕事に影響を与える事柄ではないはずです。職務を遂行するために必要な能力は何か、そのためにどのような選考が必要かを検討してみましょう。

Check Point

- □ 新規高卒者に対して全国高等学校統一応募用紙以外の用紙を使用させていませんか。
- □ 住民票の写しや戸籍謄本などを提出させたり、身元調査を行ったりしていませんか。
- □「なんとなく」や「これまでの慣例」で不必要な健康診断をしていませんか。

※参考　新規大学等卒業予定者は「新規大学等卒業予定者用標準的事項等の参考例」及び「厚生労働省履歴書様式例」を参考にした応募社用紙、その他の求職者は「厚生労働省履歴書様式例」の使用を推奨しています。

面接では

事前に質問内容の打ち合わせを十分に行いましょう。本人の適性と能力に関係のない質問や誘導的な質問、興味本位の発想に基づく問い方はしないようにしましょう。

Check Point

- □ 面接の目的、面接によって判断する目標が明らかになっていますか。
- □ 質問内容は、十分な検討がなされていますか。
- □ 面接官の選任は適切ですか（面接技術・観察力が優れている、偏見がない、感情に左右されない等）。

公正採用選考人権啓発推進員の選任をお願いします

差別のない公正な採用選考を確立し、企業内の人権啓発を推進するために、現在多くの企業のみなさまに「公正採用選考人権啓発推進員」を選任いただいています。まだ選任されていない事業主のみなさま、この機会に選任をよろしくお願いします。

• お問い合わせ •

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課
TEL 0985-26-7105　FAX 0985-32-3887

宮崎労働局職業安定部職業安定課
TEL 0985-38-8823　FAX 0985-38-8829

宮崎県犯罪被害者等支援条例
が制定されました

犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

誰もが犯罪に遭うことなく、安心して暮らせる社会の実現は、県民全ての願いです。

しかしながら、ある日突然、何らかの犯罪に巻き込まれ、不幸にして犯罪被害者やその家族、遺族（以下、「犯罪被害者等」といいます。）になってしまう可能性を誰もが持っています。

犯罪被害者等は、家族を失う、傷害を負わされる、生命を奪われる、財産を奪われるといった犯罪による「直接的な被害」だけでなく、それに伴い生じる心身の不調や、再び犯罪の被害に遭うことへの不安、治療費などの経済的負担、更には、周囲の無理解や心ない言動などによる「二次被害」にも苦しみ、社会から孤立する状況も見られるところです。

このような状況に置かれている犯罪被害者等が、個人の尊厳にふさわしい処遇を保障されながら、その受けた被害から早期に回復し、再び平穏な生活を営むためには、関係機関が連携を図り、犯罪被害者等の立場に配慮した適切、かつ、きめ細かな支援を途切れることなく提供することが必要です。

また、この社会に生きる我々の誰もが犯罪被害者等になり得るとの認識の下に、県民や事業者など周囲の人々が、犯罪被害者等の置かれている状況を理解し、犯罪被害者等を地域社会で支えていくことが必要です。

このような背景を踏まえ、県では、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復又は軽減及び生活の再建を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を促進することを目的として、「宮崎県犯罪被害者等支援条例」を令和３年７月７日、公布・施行しました。

この条例では、県全体の犯罪被害者等の支援の更なる充実のため、県、県民、事業者及び民間支援団体の責務等を明らかにするとともに、県が実施する犯罪被害者等の支援の基本となる事項を規定しています。

今後は、この条例に基づき、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進していくこととしておりますので、皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

条例の構成

前文（条例制定の背景等）
（総則）
第１条　目的
第２条　定義
第３条　基本理念
第４条　県の責務
第５条　市町村への協力
第６条　県民の責務
第７条　事業者の責務
第８条　民間支援団体の責務
第９条　基本計画
第１０条　財政上の措置
（基本施策）
第１１条　相談及び情報の提供等
第１２条　心身に受けた影響からの回復
第１３条　日常生活の支援
第１４条　安全の確保
第１５条　居住の安定
第１６条　雇用の安定
第１７条　保護、捜査、公判等の過程における配慮等
第１８条　経済的負担の軽減
第１９条　県民及び事業者の理解の増進
第２０条　学校における教育
第２１条　人材の育成
第２２条　民間支援団体の活動の支援

お問い合わせ

宮崎県 総合政策部 人権同和対策課 調整担当（県庁８号館６階）
TEL.0985-26-7067（受付時間：平日 8:30 ～ 12:00 ／ 13:00 ～ 17:15）

STOP! コロナ差別
～オールみやざき共同宣言～

新型コロナウイルス感染症に感染された方やその家族、また医療従事者等に対する不当な差別や誹謗中傷が発生していることから、令和３年２月24日に県と31団体が共同で、以下の「STOP ！コロナ差別～オールみやざき共同宣言～」を発出しました。

ＳＴＯＰ！コロナ差別
～オールみやざき共同宣言～

私たちが闘っているのは「人」ではなく「ウイルス」です。
私たちは、感染した方々に思いやりと優しさを、また、医療従事者をはじめ、ウイルスと闘うすべての方々に感謝とエールをおくりながら、県民が心を一つにして差別や誹謗中傷のない宮崎県づくりに取り組むことを宣言します。

○私たちは、感染した方々や、その御家族などへの差別や誹謗中傷は絶対に許しません。

○私たちは、最前線で治療や社会生活の維持にあたる医療従事者や関係者の方々に心から感謝し、エールをおくります。

○私たちは、お互いを思いやる心と優しさを忘れずに、新型コロナウイルス禍の困難な状況を乗り越えていきます。

令和３年２月２４日

賛同団体等を募集しています

県では、この共同宣言へ賛同いただける宮崎県内の企業・団体等を募集しています。

新型コロナウイルス感染症に関連する差別や誹謗中傷の防止には、県民の皆様の多くの思いやり、優しさが必要です。私たちの命や健康、くらしを守るために尽力されている方々に対する応援の輪を広げていくためにも、皆様のご協力をお願いします。（募集の状況については、随時、宮崎県人権ホームページにアップします。）

募集対象 宮崎県内の企業・団体・学校

募集期間 随時募集しています。

応募方法 QRコード先の募集用紙に必要事項を記載しFAXか電子メールでご応募ください。

困ったときは相談を

●新型コロナウイルス感染症に関する「心のケア」の相談窓口
TEL.0985-27-5663（宮崎県精神保健福祉センター内）
相談日時／月～金曜日(祝日、年末年始を除く)8：30～17：15

●みんなの人権110番（全国共通人権ダイヤル）
TEL.0570-003-110
受付／平日8：30～17：15

●宮崎県人権啓発センター人権相談
TEL.0985-26-0238
受付／平日9：00～17：00

●法務省インターネット人権相談

北朝鮮による日本人拉致問題について

拉致問題など北朝鮮当局による人権侵害問題の一日も早い真相究明と全面解決のためには、一人ひとりがこの問題に対する認識を深めていくことが重要です。県では、拉致問題に対する県民の皆さんの関心と認識をより深めていただくため、関係機関と協力し、さまざまな啓発活動等に取り組んでいます。

拉致問題の解決には「県民一人ひとりの声」が大きな力となります

政府が認定している拉致被害者（17名）のうち、原敕晁（はらただあき）さん（長崎県出身）は宮崎県内で拉致されています。また、昭和63年に行方不明となった水居明（みずいあきら）さんをはじめ北朝鮮に拉致された疑いがある、いわゆる「特定失踪者」の県内関係者も4名おられるなど、本県も拉致の現場となっています。

拉致問題は、決してひとごとではありません。この機会に、拉致問題に対する認識を深めていただくとともに、拉致被害者の早期救出に向けて、県民の皆さんの温かいご支援とご協力をお願いします。

Q. 拉致問題って何ですか？

A. 1970年代から1980年代にかけて、北朝鮮が、多くの日本人をその意思に反して北朝鮮に連れ去りました。北朝鮮は、長年にわたり日本人拉致を否定していましたが、2002年の会談において、初めて日本人拉致を認め、謝罪しました。しかし、拉致された日本人のうち、日本に帰国できたのは５名にとどまっています。

Q. なぜ北朝鮮は日本人を拉致したのですか？

A. 拉致に関する真相は明らかにされていませんが、北朝鮮が拉致という未曾有の国家的犯罪行為を行った背景には、工作員による日本人への身分の偽装、工作員を日本人に仕立てる為の教育係としての利用等といった理由があったとみられています。

Q. 日本人拉致被害者は何人いるのですか？

A. 政府が認定している拉致被害者は17名。このうち５名の方は帰国を果たしましたが、12名については北朝鮮に残されたままです。ほかにも行方不明の日本人のうち、拉致の可能性が疑われる方が多くいます。

Q. どうなれば解決したことになるのですか？

A. すべての拉致被害者が帰国すること、北朝鮮が拉致被害の真相を明らかにすること、拉致を実行した者を日本に引き渡すこと。この３つを実現する必要があります。

Q. 拉致問題解決のために、私たちに何ができるでしょうか？

A. これまで全国から、1400万筆を超える拉致問題の解決を求める署名が国へ集まっています。このように、国民一人ひとりから、拉致は決して許さない、そして一日も早く全ての拉致被害者を取り戻すという強い決意が表明されていることは、この問題の解決に大きな力となります。

出典：政府 拉致問題対策本部ホームページより引用・改編　http://www.rachi.go.jp/

拉致問題啓発舞台劇公演
『めぐみへの誓い―奪還―』

令和３年10月28日（木）

13：30開会　16：00閉会（予定）

メディキット県民文化センター演劇ホールにて開催予定

本舞台劇は、中学一年生だった横田めぐみさんが新潟の海岸で拉致された当時から現在に至る拉致問題の経緯、めぐみさんや田口八重子さんたち拉致被害者の北朝鮮での生活等を描いたものです。

※プログラムや申込方法等の詳細については、８月下旬頃に宮崎県のホームページ等でお知らせします。

公演に関するお問い合わせ先
宮崎県人権同和対策課　TEL.0985-32-4469

お問い合わせ　宮崎県オールみやざき営業課　TEL.0985-44-2623

男女共同参画について一緒に考えてみませんか？

家庭や学校、職場、地域の中で、何となく性別によって役割を決めたり、選択の幅を狭めていることはありませんか？

県が令和２年度に実施した「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」では、男女の平等感について、社会全体としては、男女が平等であると感じている人の割合は１割強にとどまっています。生活の様々な場面で男性が優遇されていると感じている人の割合が高く、「政治の場」、「社会通念・慣習・しきたりなど」では、７割弱の人が男性優遇と感じているという結果でした。一方、「学校教育の場」では平等感が高く、５割強の人が、男女が平等であると感じています。

誰もが性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」であれば、生活がより豊かで実りの多いものになるはず。

宮崎県男女共同参画センターは、性別に関わりなく一人ひとりの人権が尊重される「男女共同参画社会」づくりのための県の施設です。

「男女共同参画」について一緒に考えてみませんか？

ぜひ、お気軽にご利用ください。

一人ひとりの意識を変えて、誰もが自分らしく生きられる社会に変えていきましょう。

（出典）令和２年度「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」

宮崎県男女共同参画センターでは…

- ✦講座やイベントを実施しています　一時保育つき講座あり
- ✦図書やDVDを貸し出しています　無料 利用登録簡単
- ✦活動や仲間づくりのお手伝いをしています
- ✦相談を受け付けています　無料 秘密厳守

総合相談　【電話／面接（要予約）】

相談室専用電話：**0985-60-1822**

受付時間　月～金曜日　９：００～１７：００
　　土曜日　９：００～１６：３０
　　＊祝日、年末年始を除く

メール相談専用アドレス：**soudan@mdanjo.or.jp**

回答までには時間を要する場合がありますので、ご了承ください。

専門相談　面接（要予約）

総合相談の後にご予約をお受けします。

「法律相談」（弁護士）

「こころとからだ相談」（臨床心理士、医師等）

わたしの働き方相談【電話】

相談室専用電話：**0985-29-8544**

受付時間　月～土曜日　９：００～１７：００
　　＊祝日、年末年始を除く

宮崎県男女共同参画センター

宮崎市宮田町３番４６号　県庁９号館１階

TEL.0985-32-7591

【開館時間】月～金曜日　９：００～１７：３０
　　土曜日　９：００～１７：００　＊祝日、年末年始を除く

HP　http://www.mdanjo.or.jp/
Facebook　https://www.facebook.com/miyazakidanjo
Twitter　https://twitter.com/miyazakidanjo
LINE　@246dcjzr

講座やイベントなどのセンター情報や
男女共同参画に関する情報などを発信しています。
ぜひ、友だち追加をお願いします。

LINE　HP

ストップ！高齢者虐待

65 歳以上の高齢者を世話する養護者、養介護施設従事者などによる高齢者虐待にはさまざまな行為があり、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」では 5 つの種類に分類されています。

身体的虐待
- 殴る、つねる、蹴る
- むりやり食事を口に入れる
- 部屋に閉じ込める　など

心理的虐待
- 怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- 無視する
- 子ども扱いする
- 排泄の失敗を笑う　など

経済的虐待
- 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
- 本人の年金を無断で使用する　など

性的虐待
- わいせつな行為をしたり、強要する　など

介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）
- 入浴させない
- 食事や水分を与えない
- 必要な医療や介護サービスの利用を制限する

など

それでは、具体的にどのような行為が高齢者虐待にあたると判断されるのでしょうか。

以下の**5つ**の行為は、**高齢者虐待の疑い**があります。

1	親が言うことをきかないのでしつけのつもりで叩いた。本人も自分が悪いから仕方ないと言っている。	1 身体的虐待の疑い
2	部屋に鍵をかけて外に出られないようにした。	2 身体的虐待、ネグレクトの疑い
3	健康のため、本人が嫌がる食材を無理やり食べさせた。	3 身体的虐待、心理的虐待の疑い
4	介護のストレスがたまり怒鳴ってしまった。	4 心理的虐待の疑い
5	何度も同じ話をするので疲れて無視した。	5 心理的虐待の疑い

高齢者虐待を判断する際は、親だから問題ない、本人が悪いと言っている、虐待に該当するとは考えていなかった（知らなかった）……このような、**本人や養護者、養介護施設従事者等の主観、認識等ではなく、**「暴行」、「養護を著しく怠る」、「著しい心理的外傷を与える言動」といった**事実を客観的に判断します。**

もしこのような行為を発見したら……

お住まいの市町村や地域包括支援センターへご相談・ご連絡ください

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、外出自粛などにより、多くの高齢者の方が居宅で長い時間を過ごすことが予想されます。介護時間の増加などによる家庭環境の変化が影響し、高齢者虐待の発生・深刻化が懸念されています。ささいなことでもよいので、ご相談・ご連絡ください。

※ご連絡をいただいた方のお名前が、周囲に漏れたり、不当な扱いを受けることはありませんので、安心してご相談、ご連絡ください。

ハンセン病患者等に関する人権

「ハンセン病語り部派遣事業」のご案内

宮崎県では、県民の皆様に、ハンセン病問題について正しい知識を持ち、理解を深めていただくため、国立療養所星塚敬愛園のご協力をいただき「ハンセン病語り部派遣事業」を実施しています。

この事業は、療養所に在園しているハンセン病元患者の方に、学校や各種団体において、ご自身の体験に基づいて講演をしていただくものです。

県が窓口となって、講師派遣の手続きや日程の調整、講演にかかる費用の補助などを行っていますので、人権教育や講演の場において、ぜひご利用ください。

※　令和３年度事業においては、新型コロナウイルス感染症の流行状況により実施を検討しますので、ご希望の団体におかれましては、下記までお問い合わせください。

講　師　国立療養所星塚敬愛園（鹿児島県鹿屋市）在園者　　**講師謝金**　不要

派遣対象　学校や各種団体が企画するハンセン病講演会　　**送　迎**　不要

ハンセン病患者等の人権に関する啓発DVDの紹介

ハンセン病問題を知る
～元患者と家族の思い～

隔離政策によって偏見や差別に苦しみながら生きてきた、ハンセン病元患者やその家族のエピソードをアニメーション化し、国立ハンセン病資料館学芸員による解説とともに収録しています。

企画：法務省人権擁護局
　　公益財団法人人権教育啓発推進センター
制作：毎日映画社

こんにちは金泰九さん
ハンセン病問題から学んだこと

第 33 回全国中学生人権作文コンテストで法務大臣賞を受賞した「ハンセン病から学んだこと」を映像化し、かつてハンセン病を患った人たちや、ご家族への人権侵害の歴史を二度と繰り返さないように訴えかけています。

企画協力：法務省人権擁護局
制作・著作：株式会社　映学社

お問い合わせ　宮崎県福祉保健部健康増進課 がん・疾病対策担当
TEL.0985-26-7079　FAX.0985-26-7336

困った時はコチラまで

みやざき外国人サポートセンター

Miyazaki Support Center for Foreign Residents

近年グローバル化が進む中、外国人材の受け入れ拡大に伴い、宮崎県で暮らす外国人が増えつつあります。

そこで、本県で暮らす外国人が安心して暮らせる環境を整備するため、さまざまな疑問や悩みを相談できる「みやざき外国人サポートセンター」を2019年10月26日に開設しました。県民の皆さんもぜひ、お知り合いの外国人にお知らせください。

本県の外国人住民数の推移（過去5年間・各年6月末現在）

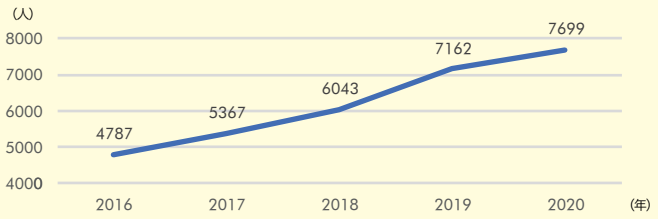

本県の外国人住民数の国籍別割合（2020年6月末現在）

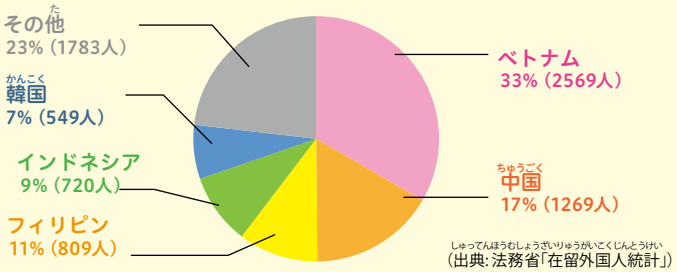

（出典：法務省「在留外国人統計」）

外国人サポートセンターってどんなところ？

★外国人のための相談窓口です。
We offer consultation services for foreigners.

★母国語で相談できます。
You can consult with us in your native language.

★秘密は守ります。
Consultations are strictly confidential.

相談無料 FREE

【相談できること/Consultations available on】

在留手続、雇用、医療、税金、出産、子育て、教育、住宅、災害、その他
Procedures for residence, employment, medical care, tax, childbirth, parenting, education, housing, disasters, etc.

【対応言語/Supported languages】

※日本語のほか19言語/19 languages in addition to Japanese
英語、中国語、韓国語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、マレー語、タガログ語、ネパール語、ポルトガル語、スペイン語、フランス語、ロシア語、ドイツ語、イタリア語、ミャンマー語、モンゴル語、クメール語、シンハラ語
English, Chinese, Korean, Thai, Vietnamese, Indonesian, Malay, Tagalog, Nepali, Portuguese, Spanish, French, Russian, German, Italian, Burmese, Mongolian, Khmer, Sinhala.

みやざき外国人サポートセンター

Miyazaki Support Center for Foreign Residents

連絡先/Contact

TEL.0985-41-5901
FAX.0985-41-5902
E-mail : support@mif.or.jp

電話、メールでも相談できます！

外国人住民を支援する県民の皆さんからの相談もお待ちしています！

営業時間/Opening Hours

10:00～19:00
（火曜日～土曜日/Tuesday to Saturday）
※祝日、年末年始を除く /Excluding holidays and Dec29th-Jan3rd

フェイスブックはこちら

ホームページはこちら

場所/Location

（公財）宮崎県国際交流協会
Miyazaki International Foundation
宮崎市橘通東4-8-1 カリーノ宮崎地下1階
B1F Carino Miyazaki, 4-8-1Tachibanadori Higashi, Miyazaki City

FREE Wi-Fi

更生保護

更生保護制度

更生保護は、犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動です。

この制度の下で、国の機関である保護観察所の保護観察官が民間ボランティアである「保護司」、「更生保護女性会」、「ＢＢＳ会」、「協力雇用主」などと連携して、保護観察を受ける人たちへの立ち直り支援や地域での様々な犯罪予防活動を行っています。毎年７月は、“社会を明るくする運動”強調月間・再犯防止啓発月間です。地域の皆様方のご理解とご協力をお願いします。

「＃生きづらさを、生きていく」

表題は、第71回を迎える“社会を明るくする運動”のテーマです。本ポスターの２人は、女性が保護司、男性が元保護観察対象者、保護観察が終わって数年後に偶然街中で再会した２人をイメージしています。

更生保護に携わる人にとって、立ち直ろうとしている人たちの“生きづらさ”に触れる場面は、決して少なくありません。生きづらさは消えないけれども、立ち直ろうとしている人たちが、更生保護に携わる多くの方々に支えられながら前に進んでいくという長い間続いてきた営みがあります。

コロナという難しい時代にあって、本運動を通して明るい応援メッセージを送ります。

強調月間　7月1日～7月31日

今回の第 71 回“社会を明るくする運動”、「＃社明 71」は触れ合いの暖かさと、デジタルの軽やかさがもたらす多様で豊かな発信により、これまでのつながりと新しい出会いを取り込む豊かなコミュニティづくりを目指します。

「＃生きづらさを、生きていく。」「＃社明 71」を付けた発信にご協力願います。

いじめ問題について

本県のいじめ問題の状況

令和元年度の本県のいじめの認知件数は、15,054件で1,000人当たりの割合では全国で最多となっています。このことは各学校が小さないじめから積極的に認知しているためと捉えています。今後も学校におけるいじめに関する現状を正しく認知し、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、いじめの未然防止の取組を進めていきたいと考えています。

県教育委員会の取組

●スクールカウンセラー（ＳＣ）・スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）の配置・派遣

ＳＣやＳＳＷを各学校に配置・派遣し、教育相談体制の充実を図っています。それぞれの専門的な知識・経験を生かし、学校と連携し、児童生徒や保護者の皆さんからの相談に対応しています。

●学校以外にも悩みを相談できるよう、24時間の電話相談窓口を開設しています。また県教育研修センターでは来所による相談も受け付けています。

24時間子供SOSダイヤル

フリーダイヤル **0120-0-78310**（なやみいおう）

無料通話です。
24時間365日電話を受け付けています。(匿名でも相談できます)

宮崎県教育研修センター(来訪相談)

TEL. **0985-38-7654**

月～金曜　10:00～17:00(祝日・年末年始を除く)
※来訪相談は事前予約が必要です

各学校の取組

各学校では「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの根絶に向けた取組を進めるほか、児童生徒が中心となった取組が進められています。一例を紹介します。

全国いじめ問題子どもサミットへの参加

令和２年度はオンラインで都城市立西中学校が参加しました。

人権カルタの作成、カルタ大会の開催

延岡市立北川中学校で生徒が中心となって行いました。

オススメDVD紹介

宮崎県人権啓発センターでは、人権に関する図書やDVD等を無料で貸し出しています。
＊詳しい貸出方法については、次ページをご覧ください。

DVD【人権全般】

カンパニュラの夢

企画：兵庫県・(公財)兵庫県人権啓発協会
制作：神広企画株式会社（36分）

近年、80代等の高齢の親が、ひきこもりが長期化した50代等の子を支えている家庭が増加しています。急速に高齢化が進む今、こうした「8050問題」は誰にでも起こりうる問題となっています。これは地域の人々がひきこもりなどの悩みを共有し、偏見をなくすとともに、互いに助け合うことで地域共生社会の実現をめざそうとする人権啓発ドラマです。

DVD【子どもと人権】

くぅとしの
－あなたがそばにいるだけで－

企画・制作：東映株式会社　教育映像部（12分）

認知症の犬・しのと、介護猫・くぅの、感動の実話をもとにした道徳・人権教育アニメーションです。もし、あなたの大切な人が認知症になってしまったら、あなたはその人に何をしてあげることができるでしょうか。年も性別も違う犬と猫の関係性を通して、視聴した子供たちが自然に考えることのできる、心がほっこりとする物語です。

DVD【職場と人権】

セクハラ・パワハラ処方箋　最新4プログラム
「最新対処法アンガーマネージメント」

企画・制作：フルーク映像株式会社・
風楽創作事務所（23分）

セクハラ・パワハラ問題の講師である桑野里美さんのセミナーを全４巻構成で作品化しています。プログラム４では、お互いの許容範囲を広げていくことで無駄な摩擦を事前に防止する方法である“アンガーマネージメント”について、詳しく説明されており、映像メッセージから多くのヒントが見えてくる作品です。

県民人権講座　本年度は小林市でも開催します！

ねらい	人権が尊重される地域づくりの核となる「人権サポーター」の養成
対象者	どなたでも参加できます。お好きな講座にご参加下さい。
会　場	宮崎市民プラザ、小林中央公民館【10/22(金)のみ】

内　容

8/27(金)　宮崎市

講師：**黒木 瑞季氏**（宮崎県男女共同参画地域推進員）

【性的マイノリティと人権】トランスジェンダー（ＭＴＦ）当事者としての実体験をもとに、「性」を正しく理解することや、誰もが自分らしく生きることの大切さについてお話しいただきます。

9/30(木)　宮崎市

講師：**佐藤 佳弘氏**（㈱情報文化総合研究所 代表取締役所長）

【インターネットと人権】ネット上での人権侵害の現状と実態、また法整備状況や対応方法等についてお話しいただき、安心・安全なネット社会を築くために私たちが今何をすべきなのかを考えます。

10/22(金)　*小林市

講師：**角岡 伸彦氏**（フリーライター）

【同和問題】部落差別とは何なのか、手作りの掲示物などを用いながら分かりやすく説明していただきます。なぜ部落問題が残ってきたのか、誰が残しているのかなど、様々な角度から部落差別について考えます。

11/26(金)　宮崎市

講師：**長友 宮子氏**（㈱ナチュラルビー　代表取締役）

【子どもと人権】県内で、子どもの貧困対策や子育て支援、子ども食堂など地域福祉に長年取り組んできた経験から「子どもの人権」についてお話しいただきます。（講師は「宮崎県女性のチャレンジ賞」の受賞者です）

12/16(木)　宮崎市

講師：**錦井 祐子氏**（産業カウンセラー）

【職場のハラスメント問題】職場での人間関係など、様々なストレスに気付き、よりよいコミュニケーションのあり方や対処法を学ぶことで、ハラスメント防止に役立つお話をしていただきます。

1/21(金)　宮崎市

講師：**米村 州弘氏**（犯罪被害者遺族自助グループ 桜の会 代表）

【犯罪被害者等と人権】突然、娘を奪われた父親として、被害者やその家族が抱える困難や苦しみ、辛さをお話しいただきます。周囲の思いやりの心と地域社会の支えの大切さについて考えます。

主　催
お問合せ

宮崎県総合政策部人権同和対策課
TEL.0985-32-4469　FAX.0985-32-4454
〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号 県庁8号館6階
（1階が物産館になっている建物です）

宮崎県人権ホームページ

活用してください！宮崎県人権啓発センター

ジンケンジャー

宮崎県人権啓発センターでは、個人や企業、民間団体等を対象にさまざまな活動を行っています。
皆様のご利用をお待ちしています。

研修会を実施しています！

人権担当者講座や県民人権講座、人権ファシリテーター養成講座などを開催しています。

講師の派遣や紹介をしています！

企業や民間団体、家庭教育学級等の研修会への職員派遣や、外部講師の紹介を行っています。

人権に関する相談を受けています！

人権啓発専門員が人権問題についての相談に応じます。
専用電話☎0985-26-0238

わたしたちの人権講座を開催しています！

団体、グループを対象にセンター内にある研修室で人権についてわかりやすくお話しします。

ほかにも、人権啓発資料の作成、ホームページでの情報提供、図書・DVD等の貸出（下記）も行っています。

宮崎県人権ホームページにアクセスできます

図書・DVD等を貸し出しています

当センターでは、人権に関する図書やDVD等を無料で貸し出しています。個人はもちろん、学校の授業や職場の研修等にご活用ください。貸出利用登録の手続きについては、センターにお尋ねください。

◇貸出冊数及び貸出期間

図　書	貸出冊数：3冊以内　貸出期間：14日以内
DVD等	貸出本数：3本以内　貸出期間：14日以内
機　材	貸出期間：14日以内（機材…DVDプレーヤー、プロジェクター、スクリーン）

◇図書・DVD等について

ライブラリー所蔵の図書・DVD等の種類・内容については、「宮崎県人権ホームページ」に掲載していますので、ご参照ください。また、在庫確認のため、貸出申込みの前に、当センターへお電話くださるようお願いします。

360°カメラで見学しよう！

??じんけんクイズ??

2020年６月より施行された「改正労働施策総合推進法」は通称で何と呼ばれているでしょう。

Ⓐパワハラ防止法　Ⓑハラハラ防止法　Ⓒパタパタ防止法

今回の記事ページのどこかにヒントがあるよ！

アンケートハガキに答えと必要事項をご記入の上、お送りください。正解者の中から抽選で5名の方に、人権啓発グッズを進呈いたします。当選者の発表は、発送をもってかえさせていただきます。
応募締切：令和3年10月31日（当日消印有効）

読者's VOICE!

- いつも新しい特集記事のおかげで、勉強させてもらっています。（延岡市　20代）
- シトラスリボンというものを初めて知りました。今後トラックをよく見て、ラッピングトレーラーを探してみたいと思います。（西都市　60代）
- ヘルプマークの普及活動や障害者雇用の現状に関する記事を希望したいです。（宮崎市　40代）

編集後記

社会人２年目となり、職場の人権にも以前より関心が高まってきました。仕事に限ったことではないですが、伝え方次第で受け取り方はずいぶん違ってくるなあと日々感じています。時々、自分の言動を振り返りながら、周りとよくコミュニケーションを取って、みんなが働きやすい職場を作っていきたいですね。（福）

宮崎県人権啓発センター

宮崎市橘通東2-10-1 県庁8号館6階
（宮崎県人権同和対策課内）
TEL.0985-32-4469
FAX.0985-32-4454
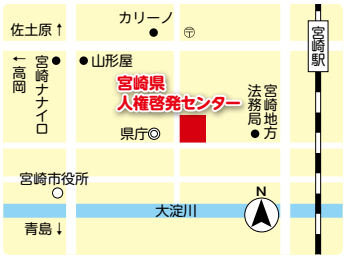
情報・ご意見などをお待ちしています。
http://www.m-jinken.jp/